

地区計画の区域内における行為の届出書

年 月 日

越谷市長 宛

届出者 住所
氏名
TEL

都市計画法第 58 条の 2 第 1 項の規定に基づき、

- 土地の区画形質の変更
- 建築物の建築又は工作物の建設
- 建築物等の用途の変更 について、下記により届け出ます。
- 建築物等の形態又は意匠の変更
- 木竹の伐採

記

1. 行為の場所 越谷市.....
2. 行為の着手予定日 年 月 日
3. 行為の完成予定日 年 月 日
4. 設計又は施行方法

(1) 土地の区画形質の変更	区域の面積	m ²			
(2) 建築物の建築又は工作物の建設	(イ) 行為の種別 (建築物の建築・工作物の建設)・(新築・改築・増築・移転)				
	設計の概要	(ロ)	届出部分	届出以外の部分	合計
		(i) 敷地面積	/	/	m ²
		(ii) 建築又は建設面積	m ²	m ²	m ²
		(iii) 延べ面積	m ²	m ²	m ²
		(iv) 高さ	地盤面から		m
			前面道路面から		m
		(v) 用途			
		(vi) かき又はさくの構造			
		(vii) 敷地土留めの高さ	道路面から		m
(viii) 形態又は意匠 (雪止め等)					
(3) 建築物等の用途の変更	(イ) 変更部分の延べ面積				
	(ロ) 変更前の用途	(ハ) 変更後の用途			
(4) 建築物の形態又は意匠の変更	変更の内容				
(5) 木竹の伐採	伐採面積		m ²		

通知受領確認欄

《 備 考 》

1. 届出人が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2. 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
3. 同一の土地の区域について2以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出書によることができる。

《 添 付 図 書 》

行為の種別	図 面	縮 尺	備 考	チェック
(1)土地の区画形質の変更の場合	位 置 図	1/1,000 以上	当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面	
	公 図	—	公図の写し	
	求 積 図	1/100 以上	土地区画整理事業施行区域(越谷市施行を除く)については、仮換地証明書(写しでも可能)を添付	
	設 計 図	1/100 以上		
(2)建築物の建築、工作物の建設又はこれらの建築物の用途の変更の場合	付 近 見 取 図	1/1,000 以上	当該行為を行う敷地を表示する図面で、方位、道路及び目標となる地物を記入したもの	
	公 図	—	公図の写し	
	求 積 図	1/100 以上	土地区画整理事業施行区域(越谷市施行を除く)については、仮換地証明書(写しでも可能)を添付	
	配 置 図	1/100 以上	敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面 ※敷地境界線までの有効寸法を表示すること	
	立面図及び平面図	1/50 以上	2面以上の建築物又は工作物の立面図及び各階平面図(建築物である場合に限る) ※彩色が施されている部分をマンセル値等で記載すること(色彩の制限がある地区に限る)	
	かき又はさく の構造図	—	かき又はさくの構造、高さを表示する図面 ※配置図に配置する位置を表示すること	
(3)建築物又は工作物の形態又は意匠の変更の場合	配 置 図	1/100 以上	敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面 ※敷地境界線までの距離を表示すること	
	立 面 図	1/50 以上	2面以上の立面図	
	かき又はさく の構造図	—	かき又はさくの構造、高さを表示する図面 ※配置図に配置する位置を表示すること	
(4)木竹の伐採の場合	区 域 図	1/1,000 以上	当該行為を行う土地の区域を表示する図面	
	施 行 図	1/100 以上	当該行為の施行方法を明らかにする図面	

《 その他参考となる図書等 》

- ・委任状・・・建築主本人以外の者が代理で届出を行う場合。(連絡先を記入してください。)
- ・登記事項証明書(写しでも可能)・・・①当計画が決定される以前から敷地面積の最低限度の規定に適合していない敷地として使用する場合。(越谷市が施行する土地区画整理事業施行中の仮換地・保留地は除く。)
- ・その他参考となるべき事項がある場合は、必要に応じて図面等を添付してください。

《 注 意 事 項 》

1. この届出書は、当該行為に着手する日の30日前までに提出してください。
2. 提出部数は、上記の図書を2部提出してください。 正本・・・(市保存用) 副本・・・(届出人通知用)